

尾張旭市監査公表第35号

令和8年2月3日付け尾張旭市監査公表第4号をもって公表した定例監査結果報告について、令和8年5月11日付け8都第77号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和8年5月29日

尾張旭市監査委員 山田 義浩

尾張旭市監査委員 芦原 美佳子

都市整備部都市計画課

監査の指摘事項	措置状況
<p>尾張旭市会計規則（昭和58年尾張旭市規則第11号。以下「会計規則」という。）第13条によれば、簡易な方法（会計規則第10条）により納入の通知をした納入義務者から納入の申出があったときは、納付書兼領収書（第2号様式）を当該納入義務者に交付しなければならないとされている（会計管理者が特に指定するものについては、願書、届出書、申請書その他これに類する書類をもって納付書兼領収書に代えることができる。）。</p> <p>しかしながら、同課は、簡易な方法により納入の通知をした市営バス回数乗車券等販売収入及び町名設定図・都市計画図等販売収入について、会計管理者の指定がないまま、納付書兼領収書ではなく独自の領収書を交付していた。</p> <p>収入の事務手続を適切に実施されたい。</p>	<p>会計規則の一部改正（令和8年4月1日施行）により、第16条第1項に規定する領収書は、所定の領収印を押印したものとされ、様式の定めがなくなった。</p> <p>また、市営バス回数乗車券等販売収入については、会計課と協議の上、会計規則第16条第1項ただし書による領収書の交付を省略することができる市長が認める収入として取り扱うこととした。</p>
<p>同課における郵便切手等金券類の保管状況を確認したところ、保管用手提げ金庫の中に、簿外の金券類及び現金（以下「簿外金券類等」という。）が存在していた。同課が確認したところ、あさび一号を育てる会と記載した袋に存在した簿外金券類等については、同会は市民有志</p>	<p>郵便切手については、都市計画課における使用予定がないことから、総務課に所管替えを行った。</p> <p>収入印紙及び市営バス回数乗車券については、郵便切手類等金券類出納簿により適切に管理を行うこととした。</p> <p>現金については、令和7年度一般会計</p>

による団体で、平成19年度頃に発足し、平成25年度に解散していることから、取得経緯・時期等の詳細は不明であった。また、その他の簿外金券類等については、いずれも取得時期は不明だが、公金で購入したものであった。

ここで、同課が手提げ金庫の中に簿外金券類等が存在することを認知していなかったことは、郵便切手等金券類の管理体制に直ちに改善すべき不備があることを示していると言わざるを得ない。

郵便切手等金券類取扱事務を適切に実施されたい。

の都市計画歳入予算（諸収入）に受け入れた。

今後は、手提げ金庫の内容確認並びに郵便切手等金券類の保管及び管理を適切に行う。